

佐賀県歯科保健計画の概要

【位置づけ】

「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）」第13条第1項及び「佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例（平成22年佐賀県条例第27号）」第10条に基づき、佐賀県歯科保健計画「ヘルシースマイル佐賀21」として定める。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（抜粋）

※ 「歯科口腔保健の推進に関する法律」第12条第1項に基本的事項の策定について定められている

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

一 歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価

都道府県は、歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策について、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施のための方針、目標・計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県および市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標・計画等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標・計画等を設定する。

⇒県のプラン策定には国の計画の期間、指標、目標値の設定等を考慮する

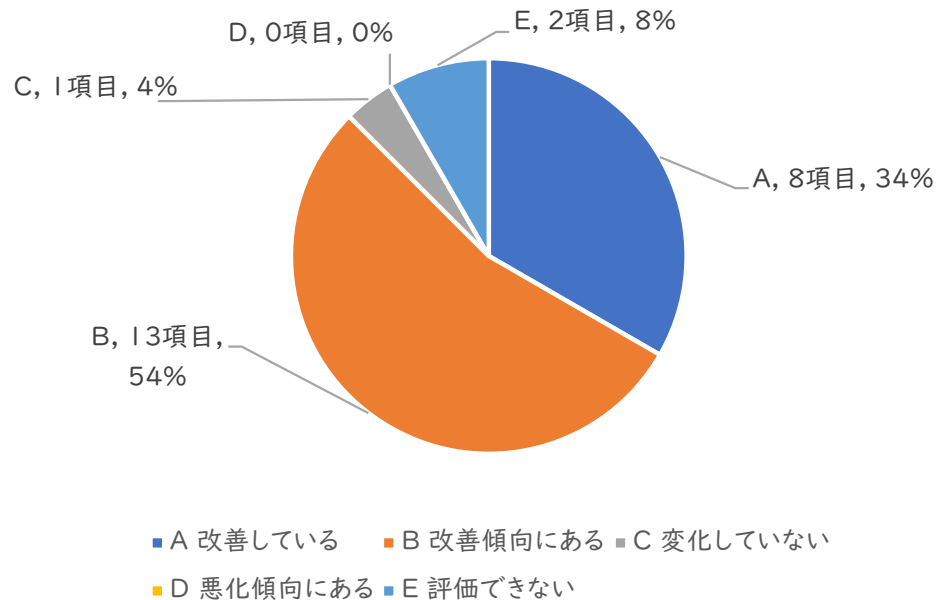
【計画期間】

第2次佐賀県歯科保健計画：平成25年度から令和5年度までの11年間

※国が「健康日本21（第2次）」等の他の計画期間と一致させるとの方向性を示したため、1年延長

第3次佐賀県歯科保健計画：令和6年度から令和17年度までの12年間

第2次佐賀県歯科保健計画最終評価の結果



ライフステージ別の結果

【乳幼児期】

A:2指標、B:2指標

【学齢期】

A:3指標、B:1指標

【成人期】

A:1指標、B:4指標

【高齢期】

A:2指標、B:5指標

【障害(児)者・要介護者】

A:1指標、B:1指標、E:1指標

【かかりつけ歯科医の普及】

B:1指標、C:1指標、E:1指標

↑

“20歳以上の「かかりつけ歯科医」を持っている者の割合”の指標が全24指標(再掲含まず)のうち唯一 C(変化していない)の結果。

◎第2次佐賀県歯科保健計画の総合的な評価

この11年間で、むし歯予防を中心とする歯科口腔保健の取組は大きく進み、県民の歯及び口腔の健康への関心が高まったことにより、総じて、歯・口腔の状態は向上していると考えられる。

次期の指標では、社会環境整備に関する取組を一層推進し、口腔の健康格差の縮小を通じて健康寿命の延伸や健康格差の縮小につながるよう、県民の口腔の健康の保持・増進に更に取り組んでいく。

1 笑顔とお口の健康づくりに関する全体目標

県民が、自ら歯・口腔の健康保持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯にわたり必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを目指します。

2 12年後を見据えた目指す姿

県民一人ひとりが「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な健康管理を受けながら全身の健康と口腔の健康の関連を理解して積極的にセルフケアを実践し、予防を中心とした歯科保健医療が進んでいます。

3 基本的な方針

(1) 歯・口腔に関する健康格差を縮小します

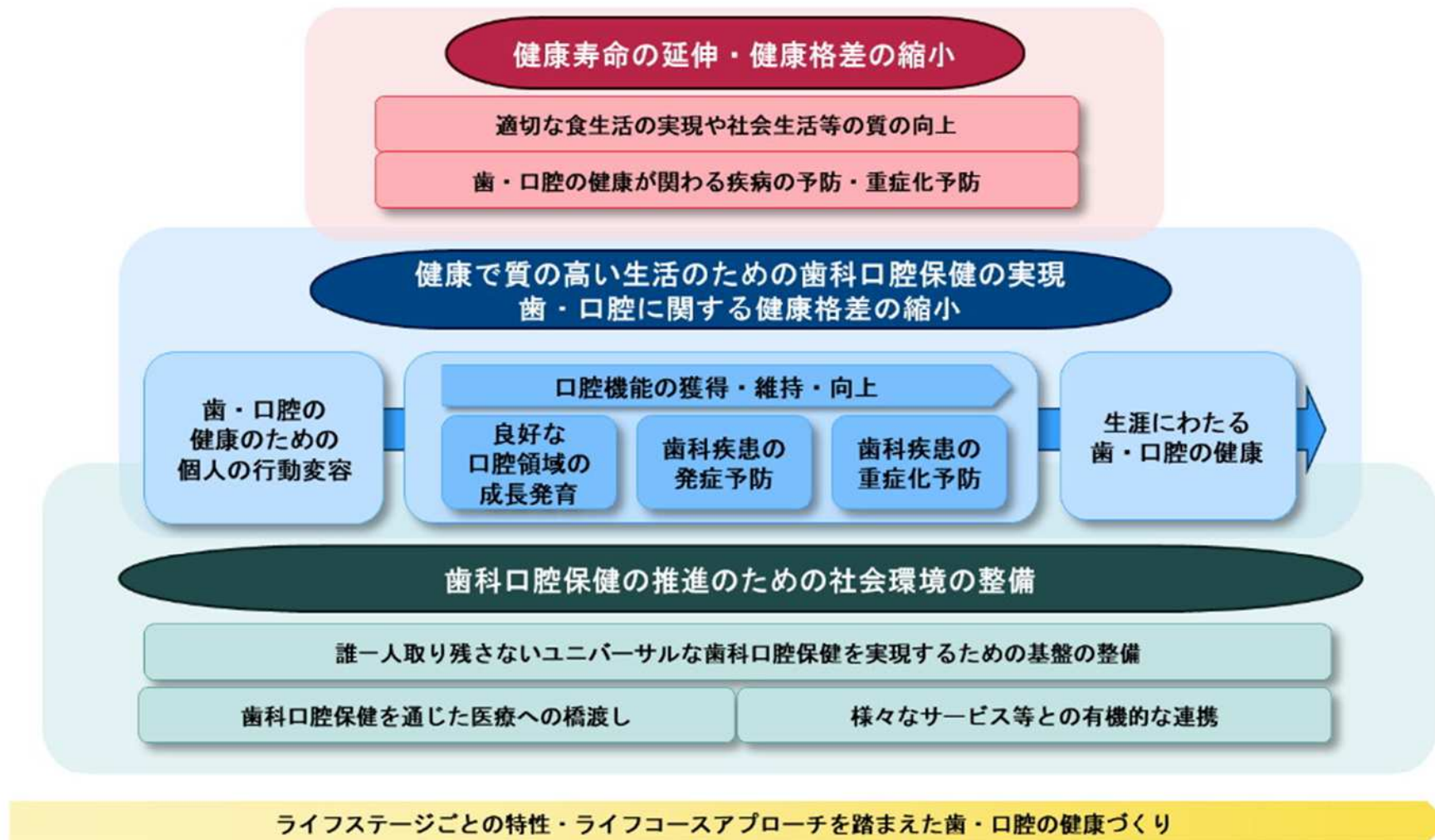
(2) 歯科疾患を予防します

(3) 口腔機能の獲得・維持・向上を目指します

(4) 定期的に歯科健診歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健を推進します

(5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境を整備します

第3次佐賀県歯科保健計画の概念図



第3次佐賀県歯科保健計画

歯科口腔保健を推進するための指標に関する事項

- 1 歯・口腔に関する健康格差の縮小
 - ア 歯・口腔に関する健康格差の縮小による県民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成
主な取組：口腔ケアに関する情報の周知及びフッ化物洗口を始めとするポピュレーションアプローチの充実
・普及啓発の推進、重症化予防等の対策
- 2 歯科疾患の予防
 - ア むし歯の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成
 - イ 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成
 - ウ 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成
主な取組：定期的な歯科健診の重要性の周保護者世代への口腔ケアに関する情報の周知・フッ化物を活用したポピュレーションアプローチの充実・フッ化物入り歯磨剤等の積極的な利用推進・口腔清掃や食生活等に係る生活習慣の改善の支援・根面う蝕をはじめとした高齢者特有の歯科疾患の予防啓発・学校や学校歯科医等と連携した支援・医科歯科連携の強化・セルフケアとプロフェッショナルケアの両方の推奨
- 3 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上
 - ア 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成
主な取組：口腔機能に関する知識の普及啓発・医療や介護等の関連領域・関係職種との連携
- 4 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
 - ア 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進
主な取組：施設等での歯科健診や歯科保健指導等の実施推進・在宅における取組を進めるための環境整備
・歯科医療従事者の人材育成等による歯科保健医療提供体制構築
- 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備
 - ア 歯科健診の受診の機会及び歯科健診の実施体制等の整備
 - イ 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進
主な取組：「かかりつけ歯科医」の普及啓発・市町における歯科健診実施の働きかけ
・フッ化物塗布やフッ化物洗口等のフッ化物応用の取り組み推奨

第3次佐賀県歯科保健計画（指標なしの事項）

◎ 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項

歯科専門職の人材の確保及び資質の向上を図るため、県において、市町、医療保険者、地域の歯科医師会・歯科衛生士会・歯科技工士会・医師会・薬剤師会・栄養士会等の歯科口腔保健に係る職能団体（以下、「職能団体」という。）等の関係団体と連携しつつ、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることに努めます。

◎ 調査及び研究に関する基本的な事項

県は、各種統計等を基に、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用します。さらに、県は、得られた情報を歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供するよう努めます。

◎ その他歯科口腔保健の推進に関する事項

○ 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項

「さが健康維新県民運動」とも連携して行っていきます。さらに、歯科口腔保健の一層の推進を図るため、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」をスローガンとして取り組んできた「8020(ハチマルニイマル)運動」や6月4日から10日まで実施されている「歯と口の健康週間」等を活用していきます。

○ 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

県においては、歯科口腔保健を担当する職員だけでなく、歯科専門職、医療専門職、福祉関係者、地域保健担当者、学校保健担当者、産業保健関係者等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要があります。

○ 大規模災害時の歯科口腔保健活動に関する事項

また、県においては、大規模災害時に必要な歯科保健サービスを提供できる体制構築に平時から努める必要があり、災害時に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握する人材の育成に努めるとともに、地域の職能団体等の関係団体と連携するように努めます。

○ 離島及びへき地における歯科保健医療の確保に関する事項

玄海諸島は、県の西北部に位置する玄界灘に点在する7島（加唐島・松島・馬渡島・向島・高島・神集島・小川島）があり、各島には歯科診療所はありません。このため 唐津市と連携し、対応します。